

## 医療法改正により美容医療クリニックのウェブサイトの広告も規制されます。

**Q**：美容医療クリニックのウェブサイトの広告も規制されると聞いたのですが。

**A**：医療法の改正により、医療機関のウェブサイトに広告規制が導入され、美容医療クリニックのウェブサイトにおいても、虚偽広告や誇大広告等が禁止されるなど、広告規制が課せられます。

医療法の改正により、医療機関のウェブサイトに広告規制が導入され、美容医療クリニックのウェブサイトにおいても、虚偽広告や誇大広告等が禁止されるなど、広告規制が課せられます。(図1参照)

### 医療法等の一部を改正する法律の概要

安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院におけるガバナンス体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分なし医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講ずる。

#### 1. 検体検査の精度の確保（医療法、臨床検査技師等に関する法律）

- ゲノム医療の実用化に向けた遺伝子関連検査の精度の確保等に取り組む必要があるため、以下を実施
- (1) 医療機関、衛生検査所等の医療機関が検体検査業務を委託する者の精度管理の基準の明確化
  - (2) 医療技術の進歩に合わせて検体検査の分類を柔軟に見直すため、検査の分類を厚生労働省令で定めることを規定

#### 2. 特定機能病院におけるガバナンス体制の強化（医療法）

特定機能病院における医療安全に関する重大事案が発生したことを踏まえ、特定機能病院が医療の高度の安全を確保する必要があることを明記するとともに、病院の管理運営の重要事項を合議体の決議に基づき行うことや、開設者による管理者権限の明確化、管理者の選任方法の透明化、監査委員会の設置などの措置を講ずることを義務付け

#### 3. 医療に関する広告規制の見直し（医療法）

美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、医療機関のウェブサイト等を適正化するため、虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止

#### 4. 持分なし医療法人への移行計画認定制度の延長（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律）

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行促進及び法人経営の透明化等のため、(1) 移行計画の認定要件を見直した上で、(2) 認定を受けられる期間を平成32年9月30日まで3年間延長

※出資者に係る相続税の猶予・免除、持分あり医療法人が持分なし医療法人に移行する際に生ずる贈与税の非課税を措置

#### 5. その他

- (1) 医療法人と同様に、都道府県知事等が医療機関の開設者の事務所にも立入検査を行う権限等を創設
- (2) 助産師に対し、妊産婦の異常の対応医療機関等に関する説明等を義務化

※公布の日(平成29年6月14日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行(ただし、1については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日、4(1)・5(2)については平成29年10月1日、4(2)については公布の日)

図1 参考資料2)より

## 1. 医療法の広告規制の主な改正について

医療法の改正により、美容医療サービスも含め医療機関のウェブサイト、メルマガ等についても広告規制が課されます。治療等の内容・効果の体験談及び誤認させるおそれのあるビフォーアフター写真等は、今回医療法施行規則(省令)にて、医療に関する広告としては認められないものであることが明確化されました(図2参照)。

## 広告禁止事項見取り図

- 医療法の改正により、広告の内容及び方法に係る禁止事項として、従来より法律に規定されていた虚偽に加え、これまで省令に規定されてきた、誇大、比較優良、公序良俗違反を法律に規定。
- 医療広告ガイドライン(広告GL)及び医療機関ホームページガイドライン(HPGL)においては、こうした法令に基づく禁止事項やそれ以外の事項について現在の考え方を詳しく示している。

○:罰則による規制、△:指導ベースの規制

	医療法	新省令	新広告GL	旧広告GL	旧HPGL
虚偽	○		○	○	△
誇大	○		○	○	△
比較優良	○		○	○	△
客観的事実が証明できない		虚偽・誇大に 統合	虚偽・誇大に 統合	○	△
公序良俗違反	○		○	○	—
品位を損ねる内容			△	△	△
他法令広告違反			△	△	△
治療等の内容・効果に関する体験談		○	○	(○) 客観的事実が証明 できないとして禁止	(△) 意図的な取捨選択 は誇大として禁止
治療等の内容・効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等		○	○	(○) 効果に関する事項は 広告可能事項ではない	(△) 撮影条件等の変更、 加工は虚偽・誇大と して禁止

図2. 参考資料2)より

## 2. 消費者へのアドバイス

- (1) 幅広い情報を集め、十分検討した上で、施術を受けるか決めましょう

美容医療サービスを受けるにあたっては、自由診療であること、新しい施術も多いことから、そのリスクや副作用を十分認識した上で、様々な情報媒体から広く情報を収集して検討する必要があります。治療内容や治療方法、効果やリスク等を複数の医療機関や医療安全支援センター等から情報収集しましょう。その上で、美容医療サービスを本当に受けるかも含め、慎重に判断しましょう。

- (2) 問題のある広告を掲載しているクリニックとは契約しないようにしましょう

医療機関における広告は法律で規制されています。美容医療クリニックのウェブサイトにおいて、「○%の満足度」、「○○治療し放題プラン」等、法律等で禁止される広告表現をしたり、治療等の内容、費用等や主なリスク、副作用等が記載されていない美容医療クリニックとは契約しないようにしましょう。

- (3) 広告と異なる契約を勧誘された場合には、安易にその場で契約しないようにしましょう

美容医療クリニックに出向いたところ、広告に掲載されているような金額や内容で施術が受けられないことが分かった場合には、一旦冷静になり、その場で契約しないようにしましょう。特に、断っているのに勧誘を続ける、希望しない即日施術を強要する等、契約を強引に勧められた場合には、契約をしないことをはっきりと伝えましょう。

- (4) 困ったときには消費生活センター等へ相談しましょう

広告を見て美容医療クリニックを受診したけれども、意図しない契約や施術を強要されたり、解約に際してトラブルになったりする等、クリニックとトラブルになった場合には、消

費生活センター等に相談しましょう。また、2017年12月1日から、一定の美容医療サービスのうち、契約期間が1ヵ月超かつ契約金額が5万円超のものは、特定商取引法の規制対象となりました。こうした美容医療サービスについては、クーリング・オフ(法定の契約書面を受け取ってから8日以内)等ができますので、1人で悩まず速やかに消費生活センター等に相談しましょう。なお、広告に関しては、医療機関のウェブサイト上に嘘や大げさな表示などがいないかを監視する、「医療機関ネットパトロール」(厚生労働省委託事業)という制度があります。問題のある広告だと思った場合は、「医療機関ネットパトロール」や医療法を所管する各地の保健所に通報しましょう。

※ 消費者ホットライン「188(いやや!)」番

お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

※ 医療機関ネットパトロール：03-3293-9225

平日(月～金) 10:00～16:00

通報フォーム <http://iryoukoukoku-patroll.com/>

【 参考資料 】

- 1) 国民生活センターホームページ <http://www.kokusen.go.jp>
- 2) 内閣府ホームページ「医療広告規制の検討状況と今後の取組について(厚生労働省医政局総務課、平成30年2月14日)」  
[http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2018/267/doc/20180214\\_shiryoul\\_1.pdf](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2018/267/doc/20180214_shiryoul_1.pdf)